

## 評価単位に基づくヘッジ会計の新展開 —ドイツ会計法現代化法草案の規定を中心に—

岐 山 幸 繁

### Bilanzielle Abbildung von Bewertungseinheiten nach den BilMoG-Entwürfen

Yukishige HAGEYAMA

#### I はじめに

ドイツにおいて会計法改革の新段階が大詰めを迎えている。2007年11月、連邦法務省から会計法現代化法（Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz. 以下、BilMoGと呼ぶ。）の参事官草案（Referentenentwurf）が公表され<sup>(1)</sup>、その後、各界から寄せられた意見等を反映させて、2008年5月、政府草案（Regierungsentwurf）が提示された<sup>(2)</sup>。今後の審議が順調に進めば、政府草案は2009年1月から施行される予定である。

BilMoGは1985年の商法改正以来の大改革といわれている。2004年に会計法改革法（Bilanzrechtsreformgesetz）が施行され、資本市場指向的企業は連結決算書を国際財務報告基準（IFRS）に基づき作成することが義務付けられた。他方、非資本市場指向的（中小）企業についてはIFRSは商法会計基準との選択適用とされ、それゆえBilMoGでは非資本市場指向的企業へのIFRS適用の動向が注目されていたが、参事官草案、政府草案のいずれにおいてもIFRSは義務付けられず（選択適用）、従来の会計基準を枠組みとしながらより強く情報指向性を打ち出したものとなっている<sup>(3)</sup>。

本稿では、このような新たな改革が進行中のドイツ商法会計においても、特に評価単位（Bewertungseinheit）に基づくヘッジ会計に焦点を絞って、それが参事官草案および政府草案でどのように規定され、また実施されようとしているかを考察する。

#### II BilMoG 参事官草案の会計法改革

##### 1 会計法現代化の目標

BilMoG参事官草案は商法会計法を大幅に見直そうとするものである。参事官草案が構想する会計法の改革は、内容的にはIFRSと同等であるが、IFRSよりも適用が容易で経費の安い会計基準を提供することを目標としている。そして、このような改革の背景には、特に中小企業に対す

る規制の緩和、負担（経費）の軽減および過剰な官僚主義の打破があるといわれている<sup>(4)</sup>。

## 2 会計法現代化の内容

参事官草案がめざす改革は包括的で多岐にわたっているが、それは要するに決算書の言明力と信頼性を高めるとともに、決算書の比較可能性を損なう会計処理上の選択権を廃止しようというものである。

参事官草案が構想する改革について、特に年度決算書における計上、評価および表示との関連で重要と思われる事項を挙げれば、以下のとおりである<sup>(5)</sup>。

### (1) 計上規定

まず、決算書項目の計上ないし認識との関連において、参事官草案は次のような改革を予定している。

- (ア) 決算書項目の法的属性と経済的属性とが乖離している場合は、経済的属性が一義的属性とされ、優先される（商法典草案 246 条 1 項）。
- (イ) 有償取得の営業権・暖簾はつねに資産として借方に計上しなければならない（商法典草案 246 条 1 項、現行商法典 255 条 4 項の廃止）。
- (ウ) 開発段階で生じた無形資産の製造原価は借方に計上しなければならない（商法典 248 条 2 項の廃止）。なお、借方計上された当該金額は配当対象外とされる（商法典草案 268 条 8 項）。
- (エ) 修繕引当金および費用性引当金の設定にかかる選択権は廃止する（商法典 249 条 1 項 3 文、2 項の廃止）。なお、これらの引当金の取崩額は、直接、利益積立金に振り替えなければならない（EGHGB 草案 66 条 1 項）。
- (オ) 関税、消費税および売上税の借方計算限定項目にかかる規則は廃止する（商法典 250 条 1 項 2 文の廃止）。
- (カ) 開業・拡張費を貸借対照表補助項目として借方計上することは廃止する（商法典 269 条の廃止）。
- (キ) 繰延税金は貸借対照表指向的概念として規定される。繰延税金資産の計上は義務付けられ（商法典草案 274 条）、その場合、借方計上された金額は配当対象外とされる（草案 268 条 8 項）。
- (ク) いわゆる逆基準性の原則は廃止する（商法典 247 条 3 項、273 条、279 条 2 項の廃止、および所得税法 5 条 1 項 2 文の改正）。

### (2) 評価規定

決算書項目の評価に関しては、次の改革が予定されている。

- (ア) 引当金の評価方法を改正する。すなわち、引当金の見積もりに際しては将来の価格・原価上昇を考慮するとともに、割引計算をしなければならない（商法典草案 253 条 1 項 2 文、2 項）。
- (イ) 売買目的で取得された金融商品については、時価による査定が導入される（商法典草案 253 条 1 項 3 文）。
- (ウ) 5 年以上の期間に及ぶ引当金については過去 5 営業年度の平均的市場金利を利用して、またその他の引当金については見積もりの基礎となる期間と通貨を考慮して、一つの市場金利で割引計算しなければならない（商法典草案 253 条 2 項）。
- (エ) 一時的な価値低下による減額記入の選択権は、金融固定資産についてのみ適用可能とする（商法典草案 253 条 3 項、279 条 1 項）。

- (オ) 将来の価値変動による減額を先取り記入する選択権は廃止する（商法典 253 条 3 項 3 文の廃止）。
- (カ) 集合的にのみ利用される有形固定資産は、減損処理の必要性を判断する際には共用資産として統合されなければならない（商法典草案 253 条 3 項 5 文）。
- (キ) 理性的な商人の判断により減額記入を行う選択権は廃止する（商法典 253 条 4 項の廃止）。
- (ク) すべての形態の特別償却にかかる価値の戻し入れ－営業権・暖簾の戻し入れを除く－がすべての企業について規定される（商法典草案 253 条 5 項）。
- (ケ) 資産、負債、未決取引または可能性が非常に高い予定取引による、互いに逆の価値変動またはキャッシュフローを相殺するための評価単位の形成が法的に根拠付けられる（商法典草案 254 条）。
- (コ) 商法上の製造原価概念が IFRS による全部原価概念に近いものとされる。すなわち、製造原価の下限は税法上の下限に適応したものとなる（商法典草案 255 条 2 項）。
- (サ) 付すべき時価の決定との関連で活発な市場という概念が導入される。そのような活発な市場が存在しない場合、付すべき時価は一般に認められた評価方法を用いて決定しなければならない（商法典草案 255 条 4 項）。
- (シ) 同種の棚卸資産の評価のための簡便法は先入先出法と後入先出法に限定される（商法典草案 256 条<sup>(6)</sup>）。
- (ス) 決算書における外貨建項目の換算は決算日レートで行わなければならない（商法典草案 256a 条）。

### (3) 表示規定

最後に、決算書の表示に関して参事官草案は次のような変更を予定している。

- (ア) 負債の履行のみに用いられる資産（例えば、退職給付引当金の場合の制度資産）は負債と相殺しなければならない（商法典草案 246 条 2 項）。
- (イ) 自己創出の無形資産と繰延税金資産はそれぞれ特別項目として表示しなければならない（商法典草案 266 条 2 項）。
- (ウ) 未払込資本金の表示は貸借対照表の貸方で行う（商法典草案 272 条 1 項 2 文）。
- (エ) 自己持分は、貸方「引受済資本金」から控除しなければならない（商法典草案 272 条 1a 項）。

## Ⅲ 参事官草案における評価単位に基づくヘッジ会計

### 1 評価単位の条文化

基礎取引（ヘッジ対象）とヘッジ取引（ヘッジ手段）をまとめて一つの評価単位とし、評価単位の両取引に生じた互いに逆の価値変動（評価損と評価益）を相殺するという会計処理は、これまで実務や文献において活発に論じられている<sup>(7)</sup>。基礎取引とヘッジ取引について商法上の個別評価原則を厳密に適用すると、商法的に写像されるべき結果と経済的に写像されるべき結果が乖離する可能性がある。すなわち、個別評価原則に基づく相殺禁止は基礎取引の評価損とヘッジ取引の評価益を相殺してはならないとし、その結果、ヘッジ活動により経済的に相殺されるべき基礎取引とヘッジ取引の損益は商法上相殺されないこととなる。換言すれば、ヘッジ対象に未実現損失が生じた場合は予想損失引当金の設定または当該対象のより低い付すべき時価への減額記入を通じて損失計上が求められるのに対し、ヘッジ手段の未実現利益は計上されない（不均等原

則)。このような経済上の結果と商法上の結果との乖離を埋めるため、これまで評価単位に基づくヘッジ会計の基準、すなわち、正規の簿記の諸原則（GoB）が展開され、実務においても適用されてきた<sup>(8)</sup>。

前述したように、参事官草案は商法典草案254条として、互いに逆の価値変動を相殺するための評価単位の形成を規定する。商法典草案254条は次のように条文化されているが、これは実務や文献ですでに正規の簿記の諸原則として認知されている会計処理を法的に根拠付けようとするものである<sup>(9)</sup>。

#### 254条 評価単位の形成

資産、負債、未決取引または可能性が非常に高い予定取引が、類似のリスクによる逆の価値変動またはキャッシュフローの相殺目的で明確に一体化される場合（評価単位）、逆の価値変動またはキャッシュフローが回避される限りにおいて、249条および253条を適用しないことができる。

条文中、249条は引当金の設定について、また253条は計上・評価基準についてそれぞれ規定したものである。すなわち、商法典草案254条によれば、基礎取引とヘッジ取引から互いに逆の価値変動またはキャッシュフロー（以下、価値変動と呼ぶ。）が生ずる場合は、評価単位の内部において、249条による予想損失引当金の設定や253条による不均等原則を適用することなく両取引の価値変動を相殺することが可能となる。この場合、個別評価原則は評価単位について一括適用されることとなり、評価単位について生じた負の価値変動（損失超過）は計上されるが、正の価値変動（利益超過）は計上されない。

## 2 評価単位の形成と会計処理

商法典草案254条によると、次の前提がすべて満たされる場合に評価単位の形成が認められる。

- (1) 計上された資産、負債、未決取引または可能性が非常に高い予定取引（基礎取引）が、
- (2) 他の資産、負債、未決取引または可能性が非常に高い予定取引（ヘッジ取引）と、
- (3) 類似のリスクから生じる互いに逆の価値変動を相殺するために、
- (4) 明確に一つの評価単位として一体化されている。

それゆえ、本規定によると、資産、負債、未決取引または可能性が非常に高い予定取引は、いずれも同様に評価単位における基礎取引またはヘッジ取引として扱われうることとなる。また、規定によると、基礎取引もヘッジ取引も金融商品に限定されることはない。ただし、参事官草案における理由説明（Begründung）によれば、商法典草案253条1項による売買目的で取得され、付すべき時価で査定されなければならない金融商品は評価単位に含めることはできない。なぜなら、売買目的で取得された金融商品の目的変更は認められないからである<sup>(10)</sup>。

また、評価単位の基礎取引あるいはヘッジ取引として「可能性が非常に高い予定取引」という概念を導入することにより、予定取引のヘッジ会計が法的に根拠付けられることとなる。予定取引の基礎取引またはヘッジ取引としての適格性について、次のような条件が設定される<sup>(11)</sup>。

- (ア) 将来に予定される取引の締結について、非常に高い可能性が存在しなければならない。
- (イ) 取引の締結は確実といえるものでなければならない、通常、それは企業がコントロールできない特別な事情によってのみ締結不可能なものでなければならない。

上の条件から、非常に高い可能性という場合、出現確率が50%以上というだけでは十分でないことは明らかである。また、草案254条によると、有効なヘッジ関係が明確に存在する場合にのみ、予定取引が正当化される。それゆえ、適切な方法で評価単位の形成が文書化されるとともに、ヘッジ関係の有効性を証明することが義務付けられよう。すなわち、当初の指定どおりに決算日あるいは評価単位の終了時点でヘッジ関係の有効性を証明することが必要となる。以上のような意味において基礎取引とヘッジ取引は類似のリスクから生じ、254条のいう相殺作用を発揮する互いに逆の価値変動を示すものでなければならない。

なお、参事官草案によれば、評価単位自体は原則として会計的には写像されず、互いに逆に生じた価値変動の相殺は決算書の上では行われない（後述の価値凍結法）。ヘッジ関係の有効性が不完全であり、その結果、ヘッジについて非有効部分が生じた場合、当該非有効部分は一般的な商法会計基準に従って決算書に写像される。すなわち、互いに逆の価値変動の相殺後の損失超過については249条による予想損失引当金を設定するか、または253条による当該項目の減額記入をしなければならない。それに対し、相殺後に利益超過が生じた場合は利益は計上できない（不均等原則）。

評価単位の形態については、草案254条はなんら規定していない。本規定が実務や文献ですでに認知されているヘッジ会計を条文化したものであることを考えれば、これまで実際に適用されているマイクロヘッジ、マクロヘッジおよびポートフォリオヘッジの形での評価単位の写像が可能と思われる。

### 3 参事官草案における評価単位の問題点

商法典草案254条の規定により、これまで実務や文献において認知されている評価単位に基づくヘッジ会計が法的にも認知されることとなる。同様にマイクロヘッジ、マクロヘッジ、ポートフォリオヘッジといった形態でのヘッジ会計が法的に認知され、予定取引のヘッジも可能となる。しかしながら、同規定については、引き続き検討を要する点もあると思われる<sup>(12)</sup>。

#### (1) 基礎取引とヘッジ取引

まず、参事官草案においてヘッジ取引は金融商品に限定されていない点がある。商法典草案254条の規定から明らかなように、ヘッジ取引には金融商品以外の取引も含まれることとなる。その結果、ヘッジ取引はIFRSやUS-GAAP（米国会計基準）よりも範囲が広いものとなるが、それゆえ、ヘッジ取引がいかなる取引であるかをより詳細に説明することが必要と思われる。

第二に、参事官草案では評価単位に基づくヘッジ会計に予定取引を含めることとされた。予定ヘッジ会計が法的に根拠付けられたわけであるが、その場合、予定取引にかかる規定の誤用ないし悪用を避けるため、予定取引の客観性を保証する（主観性を排除する）規準を設けることが必要と思われる。そのような規準が存在しない場合、予定ヘッジ会計を悪用して利益操作を行う余地が大きくなるおそれがある<sup>(13)</sup>。

また、理由説明によれば、草案235条1項による売買目的で取得され、付すべき時価で査定されなければならない金融商品は、事後的に評価単位に組み入れることができない<sup>(14)</sup>。しかし、これは特に金融機関で通常行われている実務とは相容れないものである。企業が当初売買目的で取得したデリバティブを、場合によってはその後ヘッジ手段として利用（指定）できるようにすべきであろう。もちろん、その場合は当該デリバティブのヘッジ手段としての適格性が保証されていなければならない。また、評価単位を事前に終了するときは、残余のデリバティブをもとの売

買目的商品に戻す必要があることはいうまでもない。

## (2) 評価単位の有効性

商法典草案 254 条は、評価単位に基づくヘッジの有効性について、「逆の価値変動またはキャッシュフローが回避される限り」で、すなわち、互いに逆に生じた価値変動が相殺しあう範囲として規定している。これは互いに逆の価値変動が相殺しあう場合にのみ評価単位の形成が認められることを意味し、それゆえ、評価単位を形成するためにはヘッジ関係の有効性について明確に規定する必要がある。換言すれば、評価単位が規定どおりに形成され会計処理されるためには、有効性の許容範囲を明確にすることが必要である<sup>(15)</sup>。

有効性については、それを証明する方法（有効性テスト）を明確に定めることも必要であろう。参事官草案においてはその証明方法についてなんら言及がなされていない。有効性ないし非有効性の証明方法を規定により補完するか、またはコメントール等を通じて明確に示す必要がある<sup>(16)</sup>。

なお、草案では、有効性の意味について、適切で信頼できる、互いに相殺しあう逆の価値変動またはキャッシュフローと述べられている<sup>(17)</sup>。この点について、例えば、活発な市場が存在しないために付すべき時価が信頼性をもって決定できない場合、評価単位として形成されたヘッジ関係の有効性をどのように解すべきかを明確にする必要があると思われる<sup>(18)</sup>。

また、草案においては評価単位にかかる非有効部分の処理についてなんら言及されていない。ヘッジ対象リスクに関わっているが、結果的に生ずる非有効部分が一般的の商法会計基準に従って処理されることを明確に規定すべきであろう。特に評価単位の会計処理が収益性に重要な影響を及ぼす場合、ヘッジの有効部分と非有効部分とを切り離し、それぞれ独立の項目として表示することが望ましいと思われる。それによって、ヘッジ活動についてより適切な評価が可能となり、決算書の情報指向性が高まると考えられるからである。

## IV BilMoG 政府草案における評価単位のヘッジ会計

### 1 政府草案における評価単位の規定

2008 年 5 月に公表された BilMoG 政府草案は、参事官草案に対する様々な利害関係者グループ、団体等からの意見や文献上の成果が反映されている。以下においては評価単位に基づくヘッジ会計に考察を絞る。政府草案では商法典草案 254 条は次のように修正されている。

#### 254 条 評価単位の形成

資産、負債、未決取引または可能性が高い予定取引が、金利リスク、通貨リスクおよび債務不履行リスクまたは同種のリスクのヘッジ目的で金融商品と一体化される場合（評価単位）、ヘッジされたリスクの出現が相殺される限りにおいて、249 条 1 項、252 条 1 項 3 号と 4 号、253 条 1 項 1 文および 256a 条を適用しないことができる。

政府草案を参事官草案と比較すると、評価単位に関していくつかの変更点がみられる。まず、政府草案ではヘッジ対象リスクが金融リスクとして明確に規定され、また、ヘッジ取引も金融商品に限定された。さらに「可能性が非常に高い予定取引」が「可能性が高い予定取引」に修正されている。かくして、新規定によれば、金融リスクのヘッジのために（可能性の高い予定取引を

含め) 基礎取引とヘッジ取引(金融商品)によって評価単位が形成されており、そして金融リスクが相殺される範囲において不均等原則、実現原則および個別評価原則は適用されなくてよい<sup>(19)</sup>、換言すれば、基礎取引とヘッジ取引の互いに逆の価値変動が相殺可能ということとなる。

なお、ヘッジのための評価単位の形態は、参事官草案の場合と同様、マイクロ単位、マクロ単位およびポートフォリオ単位で認められることになる<sup>(20)</sup>。また、政府草案では有効性規準が明確化され、その結果、有効性は80%から120%の範囲で要請されることとなった<sup>(21)</sup>。そのほか、一定の場合には評価単位にかかる「文書化の要請を緩和する」という規定が設けられたが、これは中小企業の負担を配慮してのことと考えられる<sup>(22)</sup>。

## 2 参事官草案に対する政府草案の対応

政府草案は参事官草案で指摘された問題点に対する連邦政府の一定の対応と考えることができる。政府草案による対応は、おおよそ、以下のようにまとめることができよう。

### (1) 予定取引

予定取引をヘッジ手段に含めることは裁量の余地を与える可能性があるという批判に対して、政府草案ではヘッジ手段を金融商品に限定することにより対応がなされた。すなわち、予定取引は基礎取引としてのみ評価単位に組み入れが可能ということになる。ただし、予定取引の客観性規準については政府草案においても言及されていない。草案では、予定取引について形成された評価単位が商法会計基準に合致しているかどうかは決算書監査人が明らかにすべきであると述べられているが<sup>(23)</sup>、いずれにせよ、客観性規準の設定についてなお検討することが必要であろう。

### (2) 事後指定可能性

売買目的で取得した金融商品を事後的に評価単位の構成要素に指定したり、逆に指定から外すことの可能性は、政府草案においても認められていない。金融機関の実務と政府草案とがなお一致せず、乖離した状態が解消されていない。

### (3) 価値凍結法と価値修正法の選択適用

政府草案は、参事官草案で唯一可能とされた価値凍結法(Einfrierungsmethode)とともに価値修正法(Durchbuchungsmethode)の選択権を認めている<sup>(24)</sup>。後述するように、価値凍結法は基礎取引とヘッジ取引の価値変動を決算書に表示しない方法であり、それに対して価値修正法はそれらを表示する方法である。

## 3 価値凍結法と価値修正法

評価単位に基づくヘッジ会計では、通常、基礎取引とヘッジ取引の価値変動は決算書に表示されないが、言明力を高める観点からそれらを決算書に表示する方法も考えられる。以下においては、これら二つの方法、すなわち、価値凍結法と価値修正法を事例によって考察する。

### (1) 価値凍結法

固定利付国債を基礎取引とし、金利変動に伴う国債の価値変動をヘッジする金利スワップをヘッジ取引とする評価単位の会計処理を考える<sup>(25)</sup>。表1のように、二つのケースを設定する。ケース1は基礎取引の時価が低下し、それに対し、ケース2は時価が上昇するという設定である。また、ヘッジ対象リスクのほかに信用力の変化に伴うリスクの出現が想定される。

表1 価値凍結法による会計処理

		観点	基礎取引 (国債)	ヘッジ取引 (スワップ)
	取得時における付すべき価値		100 €	0 €
ケース1	決算日における付すべき価値	経済的	88 €	10 €
	価値変動 (金利変動に伴う)		- 11 €	+ 10 €
	価値変動 (信用力に伴う)		- 1 €	
	決算日における評価	会計的	98 €	0 €
	価値変動		- 2 €	0 €
ケース2	決算日における付すべき価値	経済的	112 €	- 10 €
	価値変動 (金利変動に伴う)		+ 11 €	- 10 €
	価値変動 (信用力に伴う)		+ 1 €	
	決算日における評価	会計的	100 €	0 €
	価値変動		0 €	0 €

ケース1の場合、商法典草案254条を適用してもヘッジの有効部分については記帳は行われな  
い。この場合、基礎取引およびヘッジ取引はいずれも価値が凍結（固定）され、その結果、価値  
変動（評価損-10€と評価益+10€）はなんら計上されない。それに対してヘッジの非有効部分  
-1€は、信用力の低下による未ヘッジリスク部分-1€とともに不均等原則により損失として計  
上される。決算日において、ヘッジの非有効部分および未ヘッジリスク部分について次の記帳が  
行われる。

(借) 減額記入 (P/L)    2€	(貸) 有価証券 (B/S)    2€
----------------------	----------------------

この仕訳例ではヘッジの非有効部分（1€）について独自の項目（例えば、予想損失引当金）  
を用いていないが、独自の項目で表示した方が評価単位について言明力を高めることになろう。  
さらに決算書の言明力を高めるために、基礎取引の価値低下の詳細（非有効部分-1€と未ヘッ  
ジリスク部分-1€）を注記によって開示することも有益であろう。

他方、基礎取引の時価が上昇するケース2の場合、決算日においてなんら記帳は行われな  
い。



この場合、ヘッジの有効部分の価値変動は、ケース1と同様、計上されない。また、非有効部分（+1€）と未ヘッジリスク部分（+1€）も、実現原則が適用される結果、決算書には計上されない。このように、ケース2ではなんら価値修正は行われない。

以上のように、価値凍結法による場合、ヘッジされたリスクが回避される限りにおいては評価単位について基礎取引もヘッジ取引も当初の価値で計上される。しかし、ヘッジの有効範囲において基礎取引とヘッジ取引の価値変動が記帳されないことは、言明内容が制限されることを意味する。

(2) 価値修正法

この場合、表2のような設定がなされる。基本的には価値凍結法と同じであるが、価値変動に変更がある。価値修正法によれば、基礎取引およびヘッジ取引の付すべき時価の変動は、ヘッジが有効でリスクが回避される部分についても損益作用的に計上される。なお、非有効部分が不均等原則によって処理されるのは価値凍結法と同じである。

表2 価値修正法による会計処理

		観点	基礎取引 (国債)	ヘッジ取引 (スワップ)
	取得時における付すべき価値		100€	0€
ケース1	決算日における付すべき価値	経済的	88€	10€
	価値変動（金利変動に伴う）		-11€	+10€
	価値変動（信用力に伴う）		-1€	
	決算日における評価	会計的	88€	10€
	価値変動		-12€	+10€
ケース2	決算日における付すべき価値	経済的	112€	-10€
	価値変動（金利変動に伴う）		+11€	-10€
	価値変動（信用力に伴う）		+1€	
	決算日における評価	会計的	110€	-10€
	価値変動		+10€	-10€

ケース1の場合、決算日において次の記帳が行われる。

基礎取引：

(借) その他経営費用 (P/L)	10 €	(貸) 有価証券 (B/S)	10 €
-------------------	------	----------------	------

(借) 減額記入 (P/L)	2 €	(貸) 有価証券 (B/S)	2 €
----------------	-----	----------------	-----

ヘッジ取引：

(借) その他資産 (B/S)	10 €	(貸) その他経営収益 (P/L)	10 €
-----------------	------	-------------------	------

仕訳における基礎取引とヘッジ取引の付すべき時価の互いに逆の変動およびその他経営費用またはその他経営収益は、それらを独自の項目（例えば、「評価単位損益」）で表示することも考えられる。

ケース1では互いに逆の価値変動は損益計算書で相殺され、ヘッジの有効部分はリスクが回避されたという意味で年度余剰には影響がない。それに対し、非有効部分（-1€）と未ヘッジリスク部分（-1€）は不均等原則によって評価され、減額記入が行われる。

他方、ケース2の場合、決算日には次の記帳が行われる。

基礎取引：

(借) 有価証券 (B/S)	10 €	(貸) その他経営収益 (P/L)	10 €
----------------	------	-------------------	------

ヘッジ取引：

(借) その他経営費用 (P/L)	10 €	(貸) その他債務 (B/S)	10 €
-------------------	------	-----------------	------

この場合、損益計算書への影響は生じない。残余として生じた未実現利益+2€（非有効部分+1€と未ヘッジリスク部分+1€）は、不均等原則により計上されないからである。

#### 4 情報指向的処理としての価値修正法

価値凍結法と価値修正法を比較した場合、価値修正法がより豊富で適切な決算書の言明内容をもたらすと考えられる。基礎取引もヘッジ取引もいずれも付すべき時価で貸借対照表に表示され、また価値変動も損益計算書に計上されるからである。事例のように、ヘッジの非有効部分と未ヘッジリスク部分の正の価値変動が不均等原則により考慮されないという制約があるものの、言明内容がより豊富になることは価値修正法の長所といえよう。価値修正法のもう一つの支持論は、利益操作、すなわち、裁量の余地を狭めるという点にある<sup>(26)</sup>。価値修正法によれば、ヘッジ有効部分の未実現損益の計上を含め、評価単位にかかる透明性はより高くなる。

しかし、マクロヘッジまたはポートフォリオヘッジの場合に価値修正法がいかに適用されるかについて、政府草案はなんら言及していない。これらの形態のヘッジの場合、基礎取引を構成す

る個々の要素について価値修正を行う必要がある。それゆえ、適用指針やコンメンタール等によって、基礎取引の各要素について価値修正を行う方法を具体的に示すことが必要と思われる<sup>(27)</sup>。

価値修正法はIFRSの時価ヘッジ会計と類似の方法と考えることができる。その意味では商法会計が価値修正法の適用を可能とすることは実際的な理由からも望ましい。すでにIFRSによって会計処理をしている企業は、手続的および組織的に必要経費を最小限に抑えることができるからである<sup>(28)</sup>。

## V おわりに

評価単位に基づくヘッジ会計に関する BilMoG 草案の現況は、以下のように要約することができる。

- (1) BilMoG 参事官草案において評価単位に基づくヘッジ会計が初めて条文化された。これは実務や文献においてすでに認知されている会計処理を法的に根拠付けようとするものである。
- (2) 参事官草案におけるヘッジ取引規定の不明瞭性への批判に対して、政府草案ではヘッジ取引を金融商品に限定するという形で対応がなされた。その一方、金融機関では通常の、場合によりデリバティブを事後的にヘッジ取引として指定することについては依然として容認していない。この点について、ヘッジ取引の客観性（主観性排除）規準を含め、さらなる議論が必要と思われる。
- (3) 政府草案では従来からの価値凍結法とともに価値修正法を代替案として掲げている。価値修正法は時価ヘッジ会計に類似した方法であり、不均等原則により言明力に制約を受けるものの、基礎取引とヘッジ取引の評価損益が決算書に反映される。その意味で価値修正法は決算書の言明力を高めるものとして、情報指向的な会計法改革によりふさわしいと考えられる。
- (4) なお、2006年4月の税法改正により、所得税法5条1a項としてリスク相殺取引（評価単位）の取扱いに関する特別規定が設けられた。この規定によれば、商法会計上金融リスクのヘッジのために形成された評価単位の結果は課税利益の計算に反映されることになる（基準性）。その意味において、評価単位の形成に関する規定を商法典に新設することは首尾一貫的な措置といえる。
- (5) 評価単位に基づくヘッジ会計の条文化は基本的に非資本市場指向的な（中小）会社に向けられたものであり、その限り、資本市場指向的な会社の会計基準との分離を意味している。それゆえ、引き続き非資本市場指向的な会社へのIFRS適用の動向を注視していく必要があるが、価値修正法の採用はIFRSに対する非資本市場指向的な会社の適応をより柔軟なものにすると思われる。

## 注

- (1) Bundesministerium des Justiz, Referentenentwurf eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrechts (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz – BilMoG) , <http://www.bmj.de>.
- (2) Derselbe, Gesetzesentwurf der Bundesregierung eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrechts (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz) , <http://www.bmj.de>.
- (3) 会計法改革における参事官草案の意義については、木下勝一「ドイツ連邦法務省の商法会計法現代化の意義」『會計』第174巻第1号, 2008年7月, 130-143頁参照。
- (4) Erchinger, Holger/Wendholt, Wolfgang, Zum Referentenentwurf des Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz (BilMoG) : Einführung und Überblick, in: Der Betrieb, Beilage zu Heft 7, 2008, S. 4.
- (5) 以下は、Ebenda, S. 5の記述をもとにまとめたものである。
- (6) Vgl. Bundesministerium des Justiz, Referentenentwurf eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrechts (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz – BilMoG) , <http://www.bmj.de>, S. 124.
- (7) ドイツにおけるヘッジ会計については、拙稿「ドイツにおけるデリバティブ会計とその実態」『広島県立大学論集』第4巻第2号, 2001年2月, 17-24頁, 同「ドイツにおけるデリバティブの会計処理と課税」『広島県立大学論集』第5巻第2号, 2002年2月, 65-73頁, 同「ドイツにおけるデリバティブ会計の制度的基盤」古賀智敏編著『ファイナンス型会計の探求』中央経済社, 2003年12月, 35-47頁参照。
- (8) 評価単位に基づくヘッジ会計基準の代表的なものとして、次のBFA意見書を挙げることができる。Bankenfachausschuß des Instituts der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e.V., Stellungnahme BFA 2/1993, Bilanzierung und Prüfung von Financial Futures und Forward Rate Agreements, in: Die Wirtschaftsprüfung, Heft 16, 1993, S. 517-518, Stellungnahme BFA 2/1995, Bilanzierung von Optionsgeschäften, in: Die Wirtschaftsprüfung, Heft 12, 1995, S.421-422.
- (9) Wiechens, Gero/Helke, Iris, Zum Referentenentwurf des Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz (BilMoG) : Bilanzielle Abbildung von Bewertungseinheiten, in: Der Betrieb, Beilage zu Heft 7, 2008, S. 26.
- (10) Vgl. Bundesministerium des Justiz, Referentenentwurf eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrechts (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz – BilMoG) , <http://www.bmj.de>, S. 61, SS. 115-119.
- (11) Wiechens, Gero/Helke, Iris, a.a.O., S. 27.
- (12) Ebenda, S. 27.
- (13) Ebenda, S. 27.
- (14) Ebenda, S. 27.
- (15) Ebenda, S. 27.
- (16) Ebenda, S. 27.
- (17) Ebenda, S. 27.
- (18) Ebenda, S. 27.
- (19) 条文中, 249条1項は引当金(予想損失引当金)の設定, 252条1項3号と4号は個別評価原則, 慎重性原則, 実現原則の適用, 253条1項1文は取得原価による計上, そして256a条は直物相場による通貨換算に関する規定である。
- (20) Bundesministerium des Justiz, Gesetzesentwurf der Bundesregierung eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrechts (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz) , <http://www.bmj.de>, S. 128.

- (21) 上限を 125%とする IFRS との間に差が生じている。
- (22) Wiechens, Gero/Helke, Iris, Die Bilanzierung von Finanzinstrumenten nach dem Regierungsentwurf des BilMoG, in: Der Betrieb, Heft 25, 2008, SS. 1336.
- (23) Bundesministerium des Justiz, a.a.O., S. 127.
- (24) Ebenda, S. 211. Vgl. Wiechens, Gero/Helke, Iris, a.a.O., S. 1336.
- (25) 以下は, Wiechens, Gero/Helke, Iris, a.a.O., S. 1337f. の説明に基づくものである。
- (26) Ebenda, S. 1338.
- (27) Ebenda, S. 1338.
- (28) Ebenda, S. 1338. なお, 政府草案では価値修正法は選択権として明記されていないとして, 修正記帳は副帳簿で行われるとする見解もある。Vgl. Oser, Peter/Roß, Norbert /Wader, Dominic/ Drögemüller, Steffen, Eckpunkte des Regierungsentwurfs zum Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz (BilMoG) , in: Die Wirtschaftsprüfung, Heft 15, 2008, S. 685.